

令和6年度川崎市環境審議会第4回大気や水などの環境保全部会 会議録

1 開催日時 令和7年1月8日（水）午前9時30分から午前11時15分まで

2 開催場所 川崎市役所本庁舎復元棟3階303会議室

3 出席者氏名

(1) 委員（50音順、敬称略）

関口 和彦、中嶋 豊、吉村 千洋、與本 剛三、若松 伸司、鷺北 栄治

(2) 事務局

藤田環境対策部長、喜多地域環境共創課長、西村地域環境共創課担当課長、鈴木環境評価課長、千室環境対策推進課長、加藤環境保全課長、佐藤環境対策推進課課長補佐、小平地域環境共創課担当係長

4 議題

(1) 今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組のあり方に関する報告案について

(2) その他

5 配布資料

次第

第11期 川崎市環境審議会 大気や水などの環境保全部会委員名簿

資料 1 今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組のあり方について（報告案）

資料 2 今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組のあり方について（報告案）への主な修正意見

資料 3 今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組のあり方について（報告案）【概要版】

参考資料 1 第3回環境保全部会での委員の御意見への本市の考え方

参考資料 2 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例

参考資料3 川崎市大気・水環境計画

6 公開又は非公開の別 公開

7 傍聴人の数 0人

8 発言の内容 次のとおり。

－開会－

○事務局（地域環境共創課長）

（審議会の成立、傍聴者の確認）

○事務局（地域環境共創課担当係長）

（資料等の確認）

○事務局（地域環境共創課長）

それでは、議事に移りたいと思います。ここからの進行は若松部会長にお願いしたいと存じます。若松部会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○若松部会長

明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願いいたします。

今日は議題が2つで、次第に従って御説明いただきたいと思いますが、議事1の「今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組のあり方に関する報告案について」、事務局から御説明をよろしくお願いいたします。

○事務局（環境対策推進課課長補佐）

それでは、資料の説明に入ります前に、委員の皆様につきましては、年末のお忙しい中、報告案に御意見をいただきまして本当にありがとうございました。いただきました御意見を踏まえまして本日の資料を作成しておりますので、これから説明させていただきます。また、参考資料1としてお配りしております「第3回環境保全部会での委員の御意見への本市の考え方」でございますが、第3回の部会でいただいた御意見を踏まえまして、照会させていただきました最初の報告案を作成しておりますので、こちらの参考資料の詳しい説明は割愛させていただきます。どうぞ御了承ください。

それでは、資料1と資料2を使いまして御説明させていただきます。2台タブレットを御用意しておりますので、1つのタブレットで資料1を、もう1つのタブレットで資料2をそれぞれお開きください。本日は、お時間の関係もございますので、委員の皆様からいただいた御意見を基に、報告案の本文をどのように修正したかを中心に御説明させていただければと思っております。

それでは、まず資料2の方を御覧ください。今回いただきました御意見を「グラフ又は図への御意見」と「本文への御意見」の2つ別々に整理しましてまとめてございます。1ページ、2ページにまとめてあります「グラフ又は図への御意見」は、基本的に御意見を反映させていただいておりますので、本日、詳しい説明は割愛させていただきます。

それでは、3ページからの「本文への御意見」に基づきまして、どのように報告案を修正したか御説明させていただきます。

資料2の3ページ目からになりますが、項目番号3から御説明させていただきます。ここからの御説明は、メインの資料を資料1にさせていただきますので、資料1を中心に御覧ください。

それでは、資料1の9ページをお開きください。まず、「第2章 環境配慮に取り組む目的・意義」の「1 環境配慮に取り組む必要性」についてでございますが、最後の段落のもともとの文章に対しまして、委員の方から、「事業者」や「市民」という言葉が使われていますが、今回のテーマは事業者の自主的な取組のあり方についてであって、部会で一度も議論していない「市民」という言葉を報告書において使うことは適切とは思えませんという御意見がございましたので、「市民」という言葉は削除させていただいております。現在の段落のような形で取りまとめてございます。その部分だけ読ませてもらいますが、「引き続き原因究明の調査研究が重要であるが、併せて、社会・経済活動による自然への負の影響を抑え、プラスの影響を与えることを目指すネイチャーポジティブの観点からも、環境配慮について取り組むことが重要である」とまとめさせていただいております。

11ページの最後の段落を御覧ください。もともとの文章の最後の行には、「環境負荷低減行動事業所の排出量は大きく、臨海部に偏在している」と記載しておりましたが、委員の方から、川崎市の都市計画により事業所を臨海部に誘導してきたので、「偏在している」という言葉をあえて使う必要はなく、むしろ同事業所群から発生している大気や水環境負荷が川崎市全体や周辺エリアに対してどのような影響を及ぼしているかを記載すべきではないですかという御意見をいただきましたので、こちらの文章を修正しております。読ませてもらいます。「これまでは、全体の排出量を削減するため、川崎市内の環境負荷の9割以上を占める環境負荷低減行動事業所の環境改善を目指して取組を推進し、多くの項目で環境基準を達成してきた」という記述に修正してございます。

それでは、12ページを御覧ください。「3 地域ごとの市民の満足度」でございます

が、「(1)市民アンケートの結果」につきまして、委員の方から、区別データに基づき、そこから読み取れる特性、考察を追記してくださいとの御意見がございましたので、このページの最後の文章を御覧ください。こちらの「また」以下のところでございますが、「また、全体的に南部（川崎区）の方の満足度が低く、北部に行くに従い、満足度が高くなる傾向がみられた」という一文を追加してございます。

それでは、16ページを御覧ください。「5 環境配慮に係るこれまでの取組」でございますが、こちらの上から3段目のもともとの文章には、「大規模な事業所は南部に集中していることから」と記載しておりました。委員の方から、元の記述だと、市全体に展開する前に南部の取組を強化すべきではないかといった御意見が出るのが考えられるので、南部では十分に取組んできているけれども、それでも下がらないためというような説明の方がよいのではないかという御意見をいただいております。ですので、こちらを以下の文章に改めさせていただきます。「大規模な事業所は南部に集中しており、環境配慮に係る取組も充分行われているが、川崎市内の市民の実感（満足度）の向上につながっていないため、環境配慮の取組を市内全域に拡大していく必要があります、中規模・小規模の事業所にも取組を推進させていく必要がある」という記述に修正してございます。

それでは、25ページを御覧ください。「4 中小規模の事業所の自主的取組の現状」といたしまして、半分のところの記載になりますけれども、こちらの方で委員の方から、アンケート結果を見ると、環境配慮の意識は割と浸透してきているが、具体的なアウトプットがないことが課題ではないか。意識は十分浸透してきているので、どのように取組を進めていくかが分かるように支援を進めていくといった観点で書きぶりを修正した方がよいのではないかという御意見がございました。そうしたことから、緑の枠組みのところに以下の視点を1つ加えました。最初は上から2つの枠組みの内容だけでしたが、3つ目に「既に環境配慮に取り組んでいる事業所の取組を、地域へ『見える化』するしくみを構築することで、事業所のモチベーションを高め、より環境配慮への取組を促進させる効果が期待できる」という視点を加えさせていただきます。

26ページをお開きください。「第4章 事業者の自主的取組のあり方に係る考え方」の「1 事業者の自主的取組のあり方」でございますが、もともとの記述は、【ポイント1】が「環境配慮を拡げる取組」としておりました。委員の方から、この表現ですと、事業者が全く環境配慮に取り組んでいないように読めるため、根づかせるとか維持するというような取組があって、それに加えて少数のやっていない事業所にも拡げるというイメー

ジの表現に修正した方がいいのではないかという御意見がありましたので、【ポイント1】のキーワードを「環境配慮を深め広げる取組」という文言に修正しております。

27ページを御覧ください。図4-2【環境配慮の取組の好循環のイメージ】を掲載しているところですが、委員の方から、他の事業所の取組を横展開した後、取り組めなかった事業所はなぜできなかったかの理由の検証なども行うことが、さらなる好循環を生むことにつながると考えているとの御意見がございましたので、この図の直前の上の方の文章に一文加えさせていただいております。読ませていただきます。「また、定期的アンケート調査等を実施し、環境配慮に取り組めなかった事業所は何故出来なかったかの理由の検証も行うことが重要である」という文言を付け加えさせていただいております。

それでは、少し飛びまして、34ページをお開きください。配慮分類についての記載でございますが、34ページの「ウ 取組の考え方」の中に記載しております配慮分類につきまして、委員の方から、「日常管理」と「進んだ取組」との分類がありますが、「進んだ」とか「優れた」という表現は会社規模や業種・業態によって解釈に違いが生じてしまう。また、技術は時代とともに進展や変化をしていくので適切な表現とは思えません。「より」という表現も同様ですという御意見をいただきました。こちらの表現につきましては、第3回部会の中でも御指摘をいただきまして、その場で表現を確認させていただいたつもりでいたのですが、今回、「進んだ」という表現もふさわしくないという御指摘を受けましたので、事務局といたしましても適切な表現はないかと検討してまいりましたが、現時点でなかなかふさわしい言葉が見つからなかったということもございまして、できれば制度設計に向けまして引き続き適切な表現を検討してまいりたいと思っております。本日、具体的な表現の御意見がございましたら、アドバイスいただけると大変ありがたいと思っておりますが、そのため、現在の報告案の方には「進んだ取組」と断言せず、「『日常管理』や、例えば『進んだ取組』などと配慮分類の項目を明確化し」といった表現に改めさせていただいているところでございます。

次に、35ページをお開きください。こちら「ウ 取組の考え方」でございますが、2段落目の記述でございます。もともとの文章は、「また、環境負荷低減行動事業所で、既にISO14001を取得している事業所は、環境行動事業所へ誘導するなど、丁寧なサポートをすることで、事業所の負担軽減へつなげる必要がある」というものでございましたが、委員の方から、環境負荷低減行動事業所を環境行動事業所へ誘導することがどうして事業者の負担を減らす取組につながるのか、結びがマッチしていないとの御指摘がござい

ましたので、その理由が分かりますように次のように文言を修正してございます。2段落目を御覧ください。「また、環境負荷低減行動事業所で、既にISO14001を取得している事業所は、変更許可申請や届出の一部が免除になる環境行動事業所へ誘導するなど、丁寧なサポートをすることで、事業所の負担軽減へつなげる必要がある。(環境行動事業所制度の概要については、『第3章1(1)ウ 環境行動事業所制度』参照)」ということで、環境行動事業所になりますと届出等の一部が免除になったりということで、事業所の負担軽減につながるということの追記をさせていただいております。

引き続きまして、36ページを御覧ください。「5 取組の評価基準」についてまとめたページでございますが、委員の方から、環境に配慮した行動を行った結果が市の環境のどこにつながったのか、結果(アウトプット)の見せ方も重要であるとの御意見をいただきました。そうしたことから、「(3)環境配慮の取組の成果について」という項目を新たに追加いたしました。読ませていただきます。「大気・水環境計画では、事業者の自主的取組については、基本施策Ⅱ-3に位置付けられており、法律や条例による規制や市民の環境配慮意識向上に向けた取組など、その他の基本施策と総合的に推進していくことで、計画の目標の達成をめざすことになっている。環境配慮の取組の成果については、大気・水環境計画の目標の達成状況から総合的に判断していくことが望ましい」ということで、大気・水環境計画の目標の達成状況は、第1章2(4)目標の達成状況で現状の状況を示しておりますが、こういったところの結果を見ながら総合的に判断してまいりたいと考えております。また、成果指標につきましては、(1)、(2)の方で、どのような取組がなされたかが見える化していくという形で提言させていただいております。

引き続きまして、37ページをお開きください。「第5章 今後の方向性」でございますが、こちらのページにつきましては、最初に、委員の方々からいただいた御意見をまとめて説明させていただきます。まず、事業所からの問合せを待っているだけでは進まない。市が主体的に取り組む必要があるため、その取組の内容をもっと具体的に記載した方がよいという御意見。また、「モチベーション高く取り組む」の部分は、アウトプットを見せることにつながるという御意見。今回の環境配慮書等の見直しによって、運用後どのような成果に結びついたのか、制度全体としてのレビューを定期的に行い、さらなる改善につなげていくことが必要という3つの御意見をいただきました。また、事務局といたしまして、第4章でお示しました【ポイント1】から【ポイント3】までの内容がどれだけ反映されているかを再度確認したときに、【ポイント2】地域の特性・課題を踏まえた取組

に関する記載がなかったため、委員の方々からいただいた御意見と併せまして、その内容を追記してございます。このページはまとめのページになりますので、少しお時間を頂戴いたしまして全文を読ませていただきたいと思います。

「第5章 今後の方向性

今回、新たな取組の対象となりうる中小規模の事業所にアンケートを行ったところ、回答があった事業所の約9割が、何かしらの環境配慮に取り組んでいることがわかった。しかしながら、今回のアンケートは回収率が30.4%であり、これをもってすべての事業所の状況を把握できているわけではない。

今後については、今回のアンケートでも判明した、既に環境配慮に取り組んでいる事業所が、さらに環境配慮の取組を推進できるよう、後押しとなる施策を展開するとともに、今回のアンケートに回答いただけなかった事業所やこれまで環境配慮に取り組めていない事業所に、どのようにアプローチしていくかが重要になってくる。環境配慮の取組が進んでいない事業所には、小規模の事業所も多く、大規模な装置を導入したりすることは難しいことから、条例に規定し、取組義務などで縛るのではなく、条例以外のアプローチで、日常管理のなかでどのような取組を取り入れたらいいかなどの情報を届けるなど、環境配慮の取組を拡げていく必要がある。その際、地域貢献や地域の状況を意識している事業所が多いことから、地域の特性・課題や環境データを情報発信することも必要である。

併せて、環境配慮に取り組む事業所を後押しする支援策など、事業所がモチベーション高く取り組むことができる施策を検討するとともに、成果指標などを用いて、取り組んだ結果を『見える化』するなどの工夫をすることが必要である。

また、事業所が環境配慮の取組を取り入れるに際し、困っていること、わからないことなどについて、定期的に説明会等を開催するなどして、川崎市として、日常的にサポートしていく必要がある。

市条例制定後20年以上経過したタイミングで、今回見直しを議論したところだが、今後については、環境配慮の項目を時流に合った内容に改善するなど、定期的に必要な見直しを行っていくことが望ましい。

大気・水環境計画では、基本施策Ⅱに、『環境配慮意識の向上』、『多様な主体との協働・連携』、『事業者の自主的な取組の促進』、『環境影響の未然防止』といった柱を位置付け、『事業者』や『市民』に対する環境配慮の取組を推進しており、こうした取組が行われることによって、川崎市の生活環境をより良くできると考えている。また、大気・水環

境計画には、『主要な環境分野との連携』も位置付けられている。今回、事業者の負担軽減のため、温暖化対策や廃棄物対策など、他の環境分野の部署へ重複して報告している内容については一定程度整理するよう提言しているが、併せて、取組が縦割りにならないよう、しっかりと他の環境分野の部署とも連携して環境配慮に取り組んでいくことが必要である。

最後に、川崎市における事業者の自主的取組に係る制度は、他都市ではあまり例のない制度である。環境配慮に取り組む事業者の負担を考慮しながら、継続して環境配慮に取り組める環境づくりが必要である。今後も、『事業者』と『市民』の取組が両輪となって環境配慮の取組を推進し、川崎市の生活環境をより良くしていき、市民実感の向上を図ることで、『だれもが、健全で良好な大気や水などの環境を育み、将来にわたり安心して快適に暮らせるまちの実現』をめざしていくことが望ましい」という文章でつづらせていただいております。

次のページからは付属資料の内容になりますが、41ページの「付属資料1 環境配慮書の見直し案」を御覧ください。委員の方から、配慮概要書の自由記入欄は元のものよりも大きくした方がいい。また、紙を追加できるようにした方がいいという御意見がございましたので、自由記入欄を元のものよりも大きくいたしまして、欄外のところに「上記記載欄が足りない場合は、別紙を追加してください」ということで、まずは事業所がチェックしやすいように、このようなチェック項目の様式に変えてはおりますが、事業者が独自に取り組んでいられる取組を、こちらの方にもきちっと記入できる欄を設けるようにしております。

次に、47ページを御覧ください。「付属資料5 川崎市環境審議会委員名簿」ですが、まず(1)環境審議会の委員名簿の備考欄に前回記載漏れがございましたので、佐土原委員には会長、與本委員には副会長ということで、肩書を追加させていただいております。

また、(2)大気や水などの環境保全部会の委員名簿ですが、事前照会の際、資料を私の方で誤ってしまいまして、吉村委員のところに部会長の肩書を記載してございまして、大変申し訳ございませんでした。現在、若松部会長の備考欄に肩書を修正してございますので、御確認ください。

また、50ページを御覧ください。こちらから付属資料7の用語解説ですが、第3回部会のときにも、もっと充実するように御意見をいただきまして、項目を追加するな

ど対応いたしたところでございます。また、委員の方から、先生方に確認をしていただいて、加筆修正があればやってもらうといいのではないかという御意見もございましたので、加筆した方がよいという文言、項目等がございましたら、期日が少なく大変申し訳ないのですが、明日1月9日あたりまでにメール等でお知らせいただければ反映できるかと思っておりますので、加筆した方がよいという文言等がございましたらお知らせいただければと思います。

長くなりましたが、説明は以上でございます。

○若松部会長

ありがとうございました。御丁寧な御説明、よく分かりました。これはボリュームが多い資料ですので、全部見るのも大変だと思うんですけども、委員の皆様から大変貴重な御意見をいただきまして、そういったことを十分取り込んでいただいた報告書ができたと思っておりますが、さらに御指摘の点とか御意見とかありましたら、お願いしたいと思えます。よろしくお願いたします。與本委員、お願いたします。

○與本委員

與本です。本当に丁寧にまとめていただいて、また御説明も非常に分かりやすく、どうもありがとうございました。

私の方から事前に意見をちょっと多く言わせてもらって、フォローもいただいて大変ありがたかったのですが、15ページの「環境配慮に取り組む目的・意義」に関連しまして、今回の資料の6ページの基本施策のところをもう一度確認させていただきたいのです。もしかしたら私が誤解をしていたのかもしれませんが、その点、御指摘いただければありがたいのですが、この部会のテーマが、今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組のあり方だと思うんです。そうしますと、6ページの基本施策Ⅱの3番、まさに赤字で書いてあるところ、ここを中心に基本施策Ⅱを議論するのが今回のテーマだと私は思っていたんですよ。

それに付随して、6ページの図1-8とか、あるいは9ページにもこれに関連して「環境配慮に取り組む目的・意義」と書いてあって、具体的には大気環境、水環境、化学物質の目標達成ということがここに書かれているんです。

ところが、15ページのところはちょっと表現が違いまして、「環境配慮に取り組む目

的・意義」ということで、「大気・水環境は大幅に改善してきたが、市民の生活環境への満足度が、まだ高いとはいえない状況にある。それには様々な要因があると思われるが、市内全域で公害に係る苦情・事故が発生していることも一因であり、事業者が原因の苦情・事故だけでなく原因不明の苦情・事故も多いことから、市内全域で環境配慮に係る取組を行う必要がある」、ここがどうも私は理解できないんですよ。さっきも申し上げたように、施策Ⅱに具体的に大気環境、水環境、化学物質の目標達成ということが書かれていますよね。施策Ⅰのところ確かに苦情相談ですか。ですから、私の理解としては、施策Ⅱの3番を中心に議論するのが目的だったのに、なぜ施策Ⅰの話がここに書かれているのか、そこが私は理解できないんですよ。

それに基づいて、実は参考資料を事務局には送らせてもらったんですよ。今回の部会の皆さんにはお配りしていませんけれども。前提としては、2段階といいますか、さっきの6ページをもう1回見ていただきたいんですが、実を言うと、分かりやすいのが図1-9なのです。これが一番分かりやすい図だと私は理解しました。

それで、さっきも申しましたように、施策Ⅰというのはいわゆる規制行政、これは法律に基づく強制力があって、公平性のあるもの。これは法律ですから、そもそも守らなければいけないもので、配慮とかそういう問題ではないですよ。

基本施策Ⅱが今回のプラスアルファといいますか、Ⅰに加えて、各社が柔軟に自由度があってやる。それによって、下の図1-9が非常に分かりやすいのですが、結果的に赤のように目標達成ができて、それに伴って市民実感が向上していく。これが一番分かりやすいと私は思っているのですが、苦情の話とか何とかというのは施策Ⅰの話で、何でその整合性を取らないで、15ページでわざわざ表現を変えているのか、そこが私は理解できないし、これに沿った形に修正した方がいいかなと私は思うんですが、それはできたら部会で委員の皆さんの御意見もお伺いしたいんです。1点目はそれです。2点目は後からまた説明します。

○若松部会長

ありがとうございました。事務局の方でお考えがありましたら、よろしく願いいたします。

○事務局（環境対策推進課課長補佐）

御意見どうもありがとうございました。我々といしましては、確かに基本施策Ⅰ、基本施策Ⅱという柱を立てて取組を行っていますが、目標としましては、川崎市の環境をよくしていくことを目標にやっております、この全ての取組というのは、基本的には縦串、横串で交わっている取組と考えておりますので、例えば、大気や水などの環境保全を行うのに、基本施策Ⅱ－１、２の市民目線ではどのような取組を行えばいいか、基本施策Ⅱ－３、４の事業者目線ではどのような取組を行っていけばいいのか、という考えでやっております。全てが連携して取り組んでいる取組と考えていることから、基本施策Ⅰの方で苦情関係をやるので、基本施策Ⅱの方にはそういったことが全然関連してこないのかという、そういうものではないと考えています。

○與本委員

苦情に関しても私は詳しく資料でお送りさせて頂いたのですが、苦情というのは、そもそも、市民から理不尽なことを言ってくる人もいるかもしれませんが、むしろ情報提供といいますか、こういうことが起こっているよということによって問題が解決していることも多々あると思うんですよ。だから、それが本当に違法性があるのか、違法性がないのかと見極めないと、ただ苦情の数が多いとかというのはちょっと違うのではないかなと思うんです。だったら苦情の内容を分析しないと、基本的には実感と苦情は違うんですよ。それは皆さんにはお配りしていませんが、苦情というのは、そもそも適法なものもあるし、違法なものもあるんですよ。どんなに適法であっても苦情を言ってくる人は言ってくるんですよ。それは法律に基づいた行政指導はできないですよ。できるんですか。できませんよね。ということは、それを確認して、もし違法性があればできますよね。是正命令とか、あるいは行政指導とか、いろんなことはできる。だから、苦情があるとかないとかという話は、むしろ情報提供は歓迎すべきものなのです。行政から見た苦情と市民から言う苦情は、見方が裏表なんです。行政にとっては面倒くさい話、そんな話は持ってきてほしくないと思われるかもしれませんが、市民からすれば、日常的に空気環境や水環境を見ているわけですから、何か変状があったらそれを伝えて改善してくださいというのは、苦情という言い方がいいかどうか分かりませんが、むしろ情報提供なんです。まず、そういう理解をしていただかないといけないということ。

それから、さっきも申し上げたように、今回のテーマが事業者の自主的取組のあり方ですよ。さっきも申し上げたように、基本施策Ⅱにわざわざ赤字で書いてあるわけです。

ですから、そこを中心に目的とか意義を分かりやすく明確にしないと、全体に広がってしまって、むしろ分かりにくくなるのですよ。私は読んで、そう思いました。私が読んで、そう思ったということは、中小事業者の方がこれを初めて見たら、一体何のためにやるのだろうと。さっきも御説明があったように、環境意識を高めてくださいとおっしゃっても、いや、既に今持っていますよと言われたら、もうそれで終わりですよ。だって、環境意識はそもそも測りようがないじゃないですか。そうじゃないですか。アンケートの回答者が30%しかいないとしたら、その方たちはそういう意識を持っていると分かりますよ。では、残りの70%の方がどうかというのがむしろ重要で、そうすると、やるべきことはアンケートではなくてヒアリングですよ。私は、宮前区から今日ここに来るのに1時間かかりました。多分ここから麻生区に行っても1時間半で行けると思うんですよ。ですから、規模だとか、業種だとか、あるいは未回答だとか、いろんなところを抽出してサンプリングして、そこの現場に行って実際現地で話を聞かないと、一体何が悩みでできないのかというのがアンケートだけでは分からないと思いますよ。

だから、何で基本施策Ⅱ-3を中心に目的を書かないのかというのは正直理解できないんですよ。これは、できたらほかの委員の方に御意見をいただきたいんです。

○関口副部長

今の意見を受けてというわけでもないのですが、私も資料を見ていて気になったのは、まず15ページの目的・意義に書かれている内容というのは目的と意義ですよ。それに対しての必要性が9ページにあるのですけれども、ここが全然1対1対応になっていないというのは、さっきも聞いていて思いました。

大事なことは、労働安全衛生法の改正と同じで、法規制をかけていてもリスクを受ける人が非常にいる。なので、労働安全衛生法は、もはや法規制をどんどん増やすのではなくて、自主的に取り組むところを増やすことで全体のリスクを下げて、いろいろな曝露とかのリスクを減らしていくという方向性を取ろうという考え方なのです。それに非常に近い気がしていて、例えば、今、地球環境の中の水環境、大気環境がよくなっていくという必要性に大きく書かれている部分は、あくまでも背景かなと個人的には思っています。

大事なものは、15ページに書かれている最初のところで、いろいろ取り組んではきたけれども、苦情とか、そういうものが起き得るといえるのは、いわゆる法規制で、何か法規制の問題を起こせば指導はできますが、指導しないような物質が出てきたらさらに法律を増や

すのですかという議論を始めたら、もう延々と続いて行って、それでは収まらないという気がします。なので、残りの70%の企業に対してヒアリング等が必要だと思いますが、法だけではなくて、ちょっとでも臭いを出すようなものは出さないようにしようとか、そのラインを考えて環境影響を減らすようにしようとか、中小へのそういう環境配慮を推進することで全体的な環境がきれいになる方向に行けば、結果として苦情とか、そういうものが減るのではないかという流れなのだと思うんです。

そういうところをもう少し分かりやすく書くとすると、例えば、15ページのところは非常によくまとまっていて、ただ、その中に法的なもの以外で、事故をどう扱うかというのは難しいのですが、苦情なんかがあるという中では、法だけでは規制できない様々な要因というところがちょっとクリアではなくて、つまり、有害性がなくても臭いようなものはあるわけですよね。それは法規制できないんです。でも、苦情は出るわけです。なので、そういう人への環境を配慮するというのを推進することで、しかもネイチャーポジティブを推進することで、化学物質で言えばリスクですよね。このリスクが苦情に近いのかなと思うんですが、そういうものを下げるという新たな方向性を川崎市は出していくのだというところがメインかと思います。だから、今のその部分で、そういうところで自主的な取組をすることで、背景にある苦情とか水環境、大気環境の改善へもつながるだろうということで、そっちは背景なのだと思うんです。

なので、15ページをベースに書き方を考えるとして、元に戻ると、9ページは必要性を言うところで思いきり背景の部分が必要になってしまっている。だから分かりにくいのかなという気はしました。なので、必要性の部分に書くとすれば、15ページのところに書かれていない、今まで法的なことをやってきたけれども、苦情だったり、そういう話ですよ。その前の7ページ、8ページに具体例があるわけですから。そういうものをより下げていくのに法規制だけでは難しいから、配慮できるところを増やして行って、全体的な改善をしていくという方向性を取る、それが今回の議論の部分ですよ。そういうことをする必要があるように思いますということがまず必要性に出てきて、そのためには中小の方がやりやすいような改善をする、これも必要性です。そして、それができたら背景にある苦情とか水環境、大気環境も改善されるだろう。そうすれば、必要性の部分は、さっきの矢印の図ですか、そういうところの気持ちも、より市民の受けもよくなって上がっていくだろうという流れかなという気がします。

そういう書き方がされていけば、中小のまだやられていない方々も、ああ、そうなのか

と。法規制だけでは規制できないから、法では規制できないような物質でも、臭いとか、いろんな問題があって、そういうのを配慮するという方向だったら協力しましょう。では、より書類を簡単にしますから、やってくださいというところが必要かなという気がしますので、書かれている書き順と、あとは9ページと15ページの整合性ですか、その辺をうまく直して、やっぱりフォーカスは、先ほど與本委員が言われたように施策Ⅱ－3がメインですので、そういう書き方に変えていただいた方がいいと思います。

最初の規制行政の部分については、やっぱり触れないわけにはいかないと思います。ただ、背景というような形で、それでは規制し切れないので、何でもかんでも法律を増やすのですかというのはもう無理なので、それは労働安全衛生法を見ている、化学物質の方でも無理だということが分かってきて、自主管理で全体のリスクを下げるという方向に進んでいますので、きっとそれに近いのかなという気がしますから、書きぶりですね。本当の目的と背景の部分は具体的に分けた方がいいのではないかという気がしました。

○事務局（環境対策推進課課長補佐）

ありがとうございました。

○若松部会長

ありがとうございます。ほかに御意見はありますでしょうか。お願いいたします。

○與本委員

今の副部会長からのお話は、頭の整理がよくできたというか、貴重なアドバイスをいただき、ありがとうございました。よろしくお願ひします。

私の方からもう1点お伺いしたい点がございまして、それは、今日の資料でいくと30ページと31ページの地域性のところですが、これも前回の部会で私は質問をさせていただいたんです。やっぱりここもちょっと腑に落ちないといいますか、質問させてもらったんですが、いわゆる北部、中部、南部という分類で、30ページの表4－1と31ページの表4－2です。表4－1が先ほど申し上げたように苦情の話とか、いろいろ入ってきているんです。それで、これを地域性で整理するにはどうしたらいいかと私もいろいろ考えたんですが、川崎市大気・水環境計画の付属資料の付表の16ページから28ページに実は丁寧に項目ごとに北部、中部、南部の整理がされているんですよ。むしろこちらの方が項目も

詳しい。さっきも言いましたように、これは施策Ⅰと施策Ⅱが混在してしまっていますから、誤解を生みやすいのではないかと思うんですね。

表4-1が変われば当然表4-2も変わってきて、表4-2で私が指摘させていただいたのは、中部に騒音・振動が多い、あるいは北部に土壤汚染が多い。これがやっぱり腑に落ちないんですね。例えば幹線道路は、東名であったり、首都高であったり、国道1号であったり、第三京浜であったり、川崎市はいろんなところにあるんです。だから、何で中部だけ騒音・振動が多いのかなとか、工場の騒音・振動という意味であったら、むしろ南部の方が多いかもかもしれませんね。

それと、北部の土壤汚染というのは非常に気になったんですよ。土壤汚染って何だろうかと。多分地下水とか、あるいは土の中に含まれる化学物質のことをおっしゃっているのかなと思ったんですが、タウンニュースといういわゆるミニコミ紙がありまして、これの12月13日号にP F A Sの話が出ているんですね。これは川崎市で既に発表されたんですかね。これによると、全部で18地点調査したけれども、3地点で指針値を上回った。それは幸区と中原区と高津区だったと報道されているんです。ですから、この土壤汚染というのは、一体何をもって土壤汚染と表しているかというのは非常に誤解を生みやすいので、表4-1と表4-2の表現の仕方を、ああ、なるほどと思うような感じに変えた方がいいのではないかなと。これは前回も意見を言わせていただいたのですが、いかがでしょうか。

○若松部会長

ありがとうございます。今御指摘の30ページ、31ページの表4-1と表4-2の記載の内容について、事務局の方から御説明をよろしくお願いいたします。

○事務局（環境対策推進課長）

御意見ありがとうございます。與本委員は特に北部の土壤汚染を気にされているというところがございますけれども、確かに土壤汚染は市内全域で事例があるものになっておりますが、何が問題になるかを考えたときに、表4-1の方で北部のところに「飲用井戸が存在している」と書かせていただいております。飲用井戸がある場合には、土壤汚染の成分が井戸水に入り、それが人に取り込まれてしまうという観点がございます、それが最も問題になるであろうということから、特に北部に土壤汚染という記載をさせていただいております。

○若松部会長

與本委員、いかがでしょうか。

○與本委員

私も宮前区しか知らないのですが、宮前区にも昔から井戸があって、飲用井戸と、それから非常用の、飲んではいけないけれども、使える井戸はあるんです。飲用井戸がたまたま北部にあるから土壤汚染だと。地下水の飲めるか飲めないかという話だと、土壤汚染ってちょっと違うと思うんですよね。確かにここに書いてあるから、そうだというのわかりますよ。でも、土壤汚染ってもっと広義の意味で、北部に土壤汚染というのは唐突感がすごくあるんですよ。飲用井戸が存在していて、なおかつ、その濃度というんですか、水質調査がよろしくない。さっきのPFASの話と同じになってしまうのかもしれませんが、でも。だから、率直に申し上げて、それは何か腑に落ちないんですよ。これをぱっと見ると、何で北部だけ土壤汚染がそんなにあるのかなという感じなんですよ。

○事務局（環境対策推進課課長補佐）

御意見ありがとうございます。我々としましては、典型7公害であったりとか、そういったキーワードを使って、ここで土壤汚染というキーワードを入れさせていただいたところでございますが、委員の御意見は、飲用井戸があることから特に気をつけてねという発信につながっていないのではないかとということですよね。我々が事業所さんたちに、ポイントとして、このあたりで特に気をつけてねという発信をする際に、土壤汚染というキーワードでは、ここら辺に飲用井戸が存在しているから、そのことに気をつけてねというふうにすぐにつながらないという御意見かと受け止めたのですが、いかがでしょうか。

○與本委員

私は宮前区で、宮前、高津、多摩、麻生、特に宮前と麻生は開発が遅れて、昔の丘陵地ですから、実は水道の普及が遅れてできているんですよ。水道事業とか、あるいは下水道事業は、南部から北部にだんだん広がってきましたから、そういう井戸が昔からある。私の身の回りにもあります。では、そこに事業所とか工場があるかという、ほとんどないんですよ。前も申し上げたように、住宅地、丘陵地は、昔の地目で言うと山林とか畑なん

ですよ。工場がないところに飲用井戸があって、飲用井戸が土壌汚染されているというのは、例えば51項目とか、水質調査の項目がいろいろとありますよね。大腸菌であったり何であったり。それが今回のテーマである事業者の自主的取組が本当に原因なら、それは書く必要があると思いますが、それが特定できないなら、それはちょっと違うのではないですかという感じなんです。

○若松部会長

多分今回の全体構成としては、全てが事業者の自主的取組に関わるものとして整理されているわけではなくて、それ以外のものもかなり含まれていますよね。これをよく見ると、表4-1と4-2は結構対応していて、4-1に書かれてあることの中で、特に配慮が必要な項目として、キーワードとしてここに入っているという感じで、多分4-1を読むと4-2が分かるという感じになっているので、もし土壌汚染という言葉が不適當であれば、例えば水質汚濁と1つ前にあるんですけれども、飲料水のことが4-1に書かれていますので、若干言葉を直して水質汚染とか、土壌汚染と水質汚染は結構リンクしているので、これでもいいのかもしれませんが、検討の余地はあるのかなという気がしますけれども、4-1と4-2はかなりうまく整合していて、4-2は、それを簡潔にキーワードで表しているだけですので、4-1をもうちょっと充実して書き込んでもらえると、さらに理解しやすいのかなという気もしますが、そのあたりも含めて、事務局からお考えをいただければと思います。

○事務局（環境対策推進課課長補佐）

表4-1は、まさしく先ほどおっしゃっていましたが大気・水環境計画の中から、地域ごとの主な特性と課題ということでまとめた内容を転記させていただいております。計画のページを見ますと、60ページの(8)地域の特性を踏まえた取組の記載から転記させていただいているところございまして、我々としたしましては、この計画を作成いたしましたときに、いろいろと整理していただいた特性と課題等をこちらの方でも使わせていただいたと認識しております。

表4-1から、表4-2の方に対応する形で、キーワードという形で入れさせていただいたのですが、土壌汚染という表現にちょっと違和感があるということであれば、地下水とか、そういったキーワードに変えることも可能なのかなとは思っておりますけれども、

ほかにもっといいキーワードの表し方があったら、また御意見をいただければと思います。

先ほどおっしゃっていた、近くに工場がないから、課題としてふさわしくないのではないかという御意見がありますが、地下水がどこまで影響してくるかは未知数なところもございいますので、特に法律でも地下に浸透させるという対応にはかなり厳しい考え方になっておりますから、近くにないから工場の方々に配慮していただく必要はないというところは少し当たらないかなとは思っております。

○関口副部長

今のお話ですけれども、表4-2で「配慮が必要な項目」という書き方をしているところに「汚染」という言葉が来ているのが、やっぱりよろしくないのかなと。例えば考慮すべき汚染の分類という意味だったら、こういう書き方でいいと思うんですが、配慮する項目ですので、大気汚染ではなく大気質かなという気がします。悪臭とか言うのであれば、臭いですよね。それから、水質汚濁であれば水質ですよね。土壌であれば、土壌質という言い方をするかは分からないですけれども、地下水だったり土壌だったり、それはそのままでもいいのかなと。だから、配慮する項目というのが違う気がしています。

あと、工場があってもなくても、例えば水質汚濁防止法から考えれば、土壌の方から水に行くときの地下水というのは基本的に法律で規制しなければならなくて、それは、例えば土壌から重金属が出てくるとか、あとは硝酸態窒素とか、そういうものが出てくるということを考えると、直接それが工場からという話ではないので、場所によって、飲用の井戸があるから地下水を守らなければというのであれば、項目としてはやっぱり土壌の質、水の質、地下水、大気の質という質ではないかなという気がしていて、そこに汚染というものを入ってしまうのは、やっぱりそういう議論になってしまうのかなと思いました。よろしくをお願いします。

○若松部長

今の御意見はすごくいいと思うので、御検討ください。

○中嶋委員

まさに今、副部長がおっしゃったとおりと思いました。企業側に立つと今の記載だと

現状こういう問題があるから、各企業は気をつけてくださいという捉え方をしてしまうと思っています。言葉を変えることによって、企業がどういう取組をしたらいいのかというのが導きやすくなります。副部会長がおっしゃった表現をしていただいた方が取組としては非常に分かりやすいと思います。よろしくお願いします。

○若松部会長

貴重な御意見ありがとうございます。今の御意見を踏まえて、表4-2につきましては修正いただければと思います。

ほかに御意見がありましたら、よろしくお願いいたします。吉村委員、お願いします。

○吉村委員

大分分かりやすく整理していただいて、ありがとうございました。幾つか気になった点を共有させてください。小さい点、2点になるかもしれないですけども、今、PFASの話が出ましたので気になったのは、毎年ではないですが、新しい汚染物質が数年に1回出てくるのは恐らくこれからも続いていくと思うんです。現時点ではPFASとか、場合によってはプラスチックの問題がありますので、そういったものをカバーする書きぶりにした方がいいかなと思ってまして、今、キーワードとしてPFASが恐らく入っていないのかなと思ったんですけども、全部を読んだわけではないので自信はないんですが、そういった新しい汚染物質に対する対応もきちんと把握して、これから取り組まないといけないという姿勢はどこかに書いておくべきかなと思いました。

あと、広域の視点ですかね。東京湾の問題が最初の方に入っていましたが、全体として、川崎市内の取組を取り上げるのはもちろんだとは思うんですけども、その結果として、神奈川県だったり、東京湾だったり、首都圏だったりの環境をよくする、そういった少し広い視点での効果も期待しているというところを最後の方に書いておいた方がいいかなというのが2つ目です。

それから、ちょっと話題に出ました15ページの目的と意義のところでしたけども、緑の枠で2つ記載があって、1つ目ですけども、市民、事業者の連携、それからネイチャーポジティブというキーワードが入っているんですが、すみません、正直なところ、ちょっとこれに違和感を感じました。市民、事業者の連携は大事だとは思うんですけども、アウトプットというか、今後の取組として、私の理解では、この両者の連携の強化と

いうところがあまり明確には入っていないような気がしているんです。ですので、こう書いてしまうと、両者の連携によりというところは特に対策を取らないのかという疑問が生じかねないなと思いました。だから、どうした方がいいという具体的な答えはないんですが。実際には、この両者の連携は必要なのですが、事業者の自主的取組を高めた結果として市民との連携が深まるという流れにするのが1つですかね。そういう期待をするというのでもできますし、長期的な課題としてこれを検討するという言い方でもいいかなと思います。

その後の「すべての人がネイチャーポジティブの観点で環境配慮に努める」は、「ネイチャーポジティブの観点で」と書いてしまうと、それが全てというふうにも思われかねなくて、基本的な公害対策、健康の問題とか、地域環境、住環境の話が前提にありますので、生物多様性を意識したネイチャーポジティブを前面に出すというのはちょっと的外れかなと思います。重要であることは間違いないと思うんですけども、ネイチャーポジティブはどっちかという補足的なところで、コアとしては公害、健康、住環境だと思えますので、そこを中心にした表現にした方がいいかなと思いました。

それから、最後の37ページの5章ですが、この報告書全体を読めば問題はないと思うんですけども、第1段落でアンケートの回収率が30.4%でという、ここの低さを取り上げているんですが、環境の状態を書いていないのが若干気になりました。川崎市内の環境として問題があるというのが大前提だと思うんですけども、こういう課題があるというところと、あと自主的取組がまだまだ不十分だという、その両者を前文というか、背景情報として書いた方がいいかなと思いました。そうしないと、アンケートの回収率というか、自主的取組を上げるためだけに対策を取った方がいいとも見えかねないというのはちょっと心配になったところです。市民実感とか、まだまだ汚染物質の濃度が高かったりするところがありますので、その辺で実際の環境として課題がありますよというのは情報として必要ではないかということです。

それから、37ページの最後から2つ目の段落で、部署間の連携について触れていただいて大変ありがたいと思いました。文言の話で気になったのは、一番最後の文章で、「しっかりと他の環境分野の部署とも連携して環境配慮に取り組んでいく」という、ここの環境配慮の主語は市の方です。市が環境配慮に取り組んでいくというところが何か弱いような気がしました。事業者としては環境配慮意識を高める、そこはずっと議論してきたところだと思うんですけども、市も同じように配慮ということなのかと。実際に評価して

管理して対策を取って、しっかりやっつけていかないとはいませんが、その辺のニュアンスがこれだとちょっと伝わりづらかなというの懸念点です。

それから、その直前の「他の環境分野の部署とも連携して」という、この連携が私個人としてはちょっと弱いかと思っていて、問題提起ではあるんですが、「連携」と書いてあると、単に情報共有したというのでも連携になりますので、私としては、もう一歩踏み込んで、全体的な施策、3部局か4部局だったと思うんですけども、そこで議論していただいて、より全体として効果的な対策を検討するというのが大事になるのではないかなと考えていて、例えば温室効果ガスの排出と地域の環境と両立する。生物多様性の話もありますので、その辺を連携ではなくて協働とか、総合的な対策を検討するか、ちょっと強めたいというのが個人的な思いです。よい表現が思いつかないので申し訳ないですが、そういうところがございます。

以上です。ありがとうございました。

○若松部会長

ありがとうございました。幾つか御指摘いただいたんですけども、御検討いただければと思います。

多分、一番最後の章に少し追加した記載が必要かなと思いますし、また、一番最初にお話があったPFASとか大気中のマイクロプラというのは、まだ評価が定まっていない物質もありますから、軽々に今、固有名詞を書き込むのはちょっとあれかなと思うので、新たな環境問題には適切に対応して取り組んでいくみたいなことを、一番最後の今後の進め方の中に書き込んでいただければいいのかなと。

あと、多分基本施策を決める中で具体的な細かいことが決められていくので、今の御懸念はそこの中で検討されていくのだと思うんですが、今御指摘いただいた5～6点は、多分一番最後のところに少し記載を書き込むことによって、かなりカバーできるのではないかなという気がいたしましたが、吉村委員、そういった対応でいかがでしょうか。

○吉村委員

結構だと思います。

○若松部会長

だから、連携するという言葉も、連携がいいのか、協働がいいのか、それは基本施策の中で具体的に実施できるようにするとか、私ももうちょっと具体化した記載の方がいいのかなという気がしますので、そこはちょっと御検討いただければと思います。

大変貴重な御意見をたくさんいただきまして、多分今日の会合が最後ですので、微修正になると思うんですけども、今日の御意見を取り込んでいただいて、ファイナルなバージョンに仕上げただけであればと思いますが、そういったことでよろしいでしょうかね。

では、この議題はこれぐらいにして、次の議題に移りたいと思います。資料3につきまして、御説明をよろしく願いいたします。

○事務局（環境対策推進課課長補佐）

それでは、資料3に基づきまして概要版を説明させていただきます。内容は既に委員の皆様が御承知している内容でございますし、本日御指摘いただいた今後修正する部分もございまして、本日は概要版の構成・流れを中心に説明させていただければと思っております。

それでは、2ページを御覧ください。こちらのページでは、環境審議会への諮問の背景について御説明させていただいております。初めに、川崎市大気・水環境計画に掲げる事業者の自主的な取組のさらなる促進に向けて、条例など各種制度の見直しを行うため、令和6年5月に川崎市環境審議会へ諮問を行い、大気や水などの環境保全部会で審議を行ってきたと経緯を説明して、平成12年に施行されました現在の条例で事業者の自主的な取組に関して記載されている条項を説明し、計画期間が令和4年度から令和12年度までの川崎市大気・水環境計画の施策体系を表で説明しております。この中の基本施策Ⅱ-3の柱といたしまして、事業者の自主的な取組の促進が位置づけられております。また、右側に参考といたしまして諮問文も掲載してございます。

3ページを御覧ください。こちらのページからは報告案の概要ということで、第1章：川崎市の現状と課題の章をまとめてございます。主な環境基準の達成状況と取組状況について、報告案の本文から抜き出しております。

4ページを御覧ください。こちらのページからは、第2章：環境配慮に取り組む目的・意義の章を2ページにまとめております。こちらはいろいろと御指摘がございましたので、今後、少し記載が変わってくるかとは思いますが、まずは環境配慮に取り組む必要性について御説明し、地域環境に対する市民の満足度、苦情・事故の状況を説明、市内全域

で市民や事業者がさらなる環境改善の取組を進めることで、よりよい環境が生まれると結んでおります。

5 ページを御覧ください。環境配慮に関わるこれまでの取組をまとめております。事業者の取組と市民の取組が両輪となって環境配慮の取組を推進していくことで、生活環境が良好になり、市民実感（満足度）の向上につながっていくと考えております。

6 ページを御覧ください。こちらのページからは、第3章：事業者の自主的取組の現状の章を4ページにわたってまとめております。まず、現在の条例上の各制度、環境配慮書制度、環境負荷低減行動計画書制度、環境行動事業所制度の概要を説明させていただいております。そして、各制度の課題を簡単にまとめてございます。

7 ページを御覧ください。こちらのページには、国の動きといたしまして、ネイチャーポジティブ経済移行戦略の概要をまとめております。また、中小規模の事業所の取組状況といたしまして、中小規模の事業所へ行ったアンケートの実施概要を記載しております。

8 ページを御覧ください。こちらのページには、アンケートの結果をまとめてございます。特に御説明したい箇所は赤字にしております。

9 ページを御覧ください。こちらのページには、中小規模の事業所への環境配慮に関するアンケートの結果のまとめページをそのまま抜き出しております。

10 ページを御覧ください。こちらのページからは、第4章：事業者の自主的取組のあり方に係る考え方の章を6ページにわたってまとめております。事業者の自主的取組のあり方といたしまして3つのポイントを挙げておりますが、【ポイント1】環境配慮を深め広げる取組といたしまして、(1)環境配慮の取組を広げるためのしくみづくりにつきましては、本文の方で記載されております、イ、提案する取組、ウ、取組の考え方の箇所を箇条書きでまとめたものをこちらに掲載してございます。

11 ページを御覧ください。こちらにも【ポイント1】環境配慮を深め広げる取組の(2)事業所の自主管理をさらに促進させるしくみづくりということで、本文の方で記載されております提案する取組と取組の考え方の箇所をそれぞれ箇条書きでまとめてございます。

12 ページを御覧ください。こちらのページは、【ポイント2】地域の特性・課題を踏まえた取組の推進といたしまして、(1)事業者へ地域課題の積極的な情報提供ということで取りまとめておまして、こちらにも提案する取組と取組の考え方をまとめてございますが、こちらの特に配慮が必要な項目につきましては、内容をまた後ほど修正させていただきたいと思っております。

13ページを御覧ください。こちらのページからは、【ポイント3】事業者の負担を減らす取組といたしまして、(1)他制度との重複の整理について、提案する取組と取組の考え方をまとめております。

14ページを御覧ください。こちらのページも、引き続き【ポイント3】といたしまして、(2)環境配慮書の見直しについて、提案する取組と取組の考え方をまとめてございます。

15ページを御覧ください。こちらのページも、引き続き【ポイント3】といたしまして、(3)環境負荷低減行動計画書の見直しについて、提案する取組と取組の考え方をまとめてございます。また、取組の評価基準につきましては、項目ごとではなく、まとめて箇条書きでこちらの方に内容を記載してございます。

16ページを御覧ください。こちらのページは、第5章：今後の方向性でございますが、第5章の方もかなり御意見をいただきましたので、少し抜き出す内容が変わってくるかと思いますが、こちらはまとめページということもありまして、本文も文章のみのページとなっていることから、箇条書きで要点をまとめる際に見やすいように、「環境配慮への取組について」、「行政側の姿勢について」、「まとめ」という表題をつけてみました。

簡単ではございますが、概要版の説明は以上でございます。

○若松部会長

ありがとうございます。これまでの議論の中で、12ページと16ページにつきましてはちょっと修正があると思いますけれども、全体として、この内容で環境審議会での御説明ということで……。

○事務局（環境対策推進課課長補佐）

はい、メインの説明資料になってくるかと思っております。

○若松部会長

與本委員、お願いいたします。

○與本委員

先ほどの吉村委員の話は私もすごく共感できるものがありまして、今の資料の御説明で

いくと、3 ページ、【報告案】第1章：川崎市の現状と課題①で、取組状況で赤字で「一部の項目で環境基準は非達成」と書いてあって、これは具体的に光化学オキシダントと海域のCODですよ。そこを赤字にしてもらえませんか。要は、上の表はみんな黒で書いてあるじゃないですか。まず、何が非達成で、どういう取組をしなければいけないかという共通認識がないと、何が達成できて何が達成できていないかというのはよく分からないですよ。

それともう1つ、これは蛇足ですけれども、一番最後のところの行政側の取組姿勢ということ、もしかして環境局さんだけでお考えになっているのか。実を言うと、市民からすると川崎市役所って全部一緒なんです。よくある話が、いや、局が違うからとか、その話は聞いていないとか、あるいは担当に言ってくださいとかという話がよくあるんですよ。だから、横断的なのということは、環境局だけの問題ではなくて、行政全体、川崎市役所全体というふうに捉えてもらいたいんですよ。もちろん、中心になるのは環境局さんだと思いますよ。ただ、今日は建設緑政局の方が来られているかどうか分かりませんが、第1回の審議会では建設緑政局の方がいらっしゃいましたよね。そこには当然CO₂の削減であったり、地球温暖化対策であったり、別に建設緑政局だけではないですけども、やっぱり川崎市全体で捉える。さっきのちょっと弱いというのはまさにそのとおりで、市民から見ると、環境局さんは中心になって旗振りされるけれども、ほかの部局は全然聞いていないとか、やっていないとかということは時々あるんですよ。もっとこの辺のところを全市的に、それこそ環境局がエンジンになって率先垂範して、それでもって事業者とか市民を巻き込んでいく。もちろん、そっちが進んでいるところもありますが、強力な言い回しがちょっと足りないのではないかなと思います。

○若松部会長

ありがとうございます。先ほどの吉村委員からの御指摘もありましたとおり、16ページの第5章は結構大事で、これは1ページにぎっしり書き込んでいますけれども、もう1枚ぐらい増やして、もう少し分かりやすく書いた方がいいかなという気がするんですね。さっきの新たな物質への対応とか、水質に関しては広域連携の話とか、今の環境局だけではなくて市全体で取り組むべき話とか、そういったことをここにもうちょっと分かりやすく書き込んで、第5章が2～3枚あってもいいのかなという気がするんです。ここが最後の落としどころですので、そこをもうちょっと丁寧に整理されたらいいかなという気がい

たします。吉村委員と與本委員の御意見も踏まえて、そんな気がいたしました。いかがでしょうか。

○事務局（環境対策推進課課長補佐）

ありがとうございます。今いただいた御意見を資料に反映させていきたいと思えます。

○若松部会長

ほかに。

○関口副部会長

先ほどの議論の部分ですけれども、4ページのところです。ここは意義と目的の中に必要性が混ざり込んでいて、ちょっと分かりにくいので、これから修正はかかるのだと思いますが、基本的に、最初に書かれている地球環境に影響を与えとかネイチャーポジティブ、この辺は多分背景ですよね。それから、市民感情の満足度も背景なのかなと。それに対して、環境配慮を進める必要性は何ですかというのと、法規制だけではなくて自主的なことを進めていって全体を下げようというところが必要性で、あとは何が必要かというのと、そのために行政としていろんなプロセスを楽にしていって、より皆さんが配慮できるような方向性を持っていくということが必要なもので、繰り返しになってしまいますが、その辺を分けてきちっと書いていただくという方向で進めていただければと思います。この後でいきなり行政として書類をどう変えますとか、制度という話が急に出てきてしまいますので、制度を変えていくことも必要だということはやっぱ書いた方がいいかなという気がしました。よろしくお願ひします。

○吉村委員

内容の話に戻ってしまうかもしれなくて申し訳ないんですが、2つばかりコメントさせてください。1つが、自主的な取組を推進していただくためにということで、報告書の様式とか提出の仕方というところを主に議論していると思うんですけれども、その中で、いわゆるDXというか、電子化の内容が入っていないのは気になりました。もう前提として全て電子化で、インターネットとか、ホームページとか、スマホとか、パソコンとか、タブレットとか、そういうものを全面的に活用していくというスタンスがあつて、こう書か

れているのであれば問題ないと思うんですが、その話がここに出ていないのがちょっと気になっていまして、これは、どの方がこの書類を読むかというところ次第だと思うんですが、もし市民の皆さんも目に触れる機会があるのであれば、その辺は明示的に記載をしておいた方がいいかなと思います。

例えば、この様式の例を見ていると、やっぱり紙を使うのかなという印象を受けてしまいますが、その辺も紙ではなくてデジタル化した方がアンケートの回答率は高くなると思うんですね。さらに、アンケートに回答していただくときに、これまでの履歴が事業所ごとに開けるようになって、アンケートした結果のある程度の暫定的な評価とか、あとは他の業者さんがどういうふうに取り組んでいるかという市全体の傾向とか、いい例とかも共有しやすくなると思うんですね。そういったところも含めて、戦略的にデジタルというか、ネットをどう使うかという視点も入れていかないと、なかなか進みづらいのかなというのが感想です。それが1つです。

○若松部会長

多分、今の時代、電子化の流れは必須ですので、恐らくその方向だと思うんですが、そういうことをここに書き込むのか、それとも、実際具体化するときそういうことをやるのか、その辺も含めて事務局の方から今後の計画がありましたら教えてください。

○事務局（環境対策推進課課長補佐）

我々の方でも、今、DX化については行政の内部で強く言われているところがございます。新しい政策を検討する際には、電子化以外の方法でということは基本的にはありませんので、まずは電子化の方法で、プラス対応できない事業所さん向けに少し紙のものを残すという対応が基本になってございます。そういったところもあって少し抜けておりましたが、審議会の皆さんからの御意見ということで、行政に頂戴する御意見でございますので、ちゃんと電子化をするようにという御意見をいただくということは重要なことだと思いますから、第5章、最後のところにまとめた形で一文どこかに入れさせていただこうかなと思います。

○若松部会長

多分これを進める中でいろんなアイデアが出てきたり、電子化しても情報公開をどうす

るかという話、どこまで一般の方にオープンにできるかとか、いろんなテクニカルな問題が入ってくると思うので、そこを全部今回の報告書に書き込むことはできないから、そこは多分実務のときに……。

○事務局（環境対策推進課課長補佐）

電子化も踏まえて、きちっと制度設計をするようにというような御意見を入れさせていただくという形です。

○吉村委員

ありがとうございます。

すみません、もう1つよろしいですか。余計なコメントになるかもしれないんですけども、議論してきたのが、1つはアンケートの回収率を上げたいという話と、実際の事業者さんの自主的な取組という、そこが混在してきたような気がするんです。アンケートというのはあくまでも報告ですよ。そこに新しい着眼点を入れて、気づいてもらって新しい取組を期待するというのはあると思うんですが、あくまでも報告だと思っただけなんです。実際の対策をより高めていただくにはどうしたらいいのかというところのアイデアというか、方針というか、この部会として、こういう対策を取ると自主的な取組がより向上されますというところがあまり書かれていないような気がしたんです。だからといって答えはないんですが、そういう印象です。

ですので、1つは法律を守るというところだと思うんですが、ここでの期待としては、法律を遵守するというところからさらにプラスアルファを期待していると思いますので、そのプラスアルファに関しては、企業さん独自の取組があってもいいと思いますから、そのプラスアルファの部分を積極的に報告してもらうような様式にするというのは1つかなとも思いました。私の頭ではそれぐらいしか思いつかなかったのですが、例えば、まだ環境基準になっていない目標項目というのが幾つかありまして、公害対策としては、本来はそういったところもきちんと配慮して対策を事前にとっていくのが理想的ではありますので、そういったところを自主的に取り組んでいますというのを積極的に公開してアピールしていただくような仕組みがあるといいのかなと思いました。自由記載になるかもしれないですけども、そういったポジティブな方も様式のチェックリストの中に入れていただくといいのかなと思いました。

○若松部会長

ありがとうございます。

○事務局（環境対策推進課課長補佐）

取組といたしましては、10ページを御覧いただければと思うんですけども、今回、環境配慮の取組を拡げるためのしくみづくりというところで提案させていただいているのが、こういったプラットフォームをつくって、環境に取り組んでいる事業所さんが積極的に自分たちの取組を公表するような場や仕組みを提供していくというところも1つ考えているところでございます。条例以外のアプローチで、そういった形で事業所さんが自分たちのやっている取組を公表していく。また、そういった情報を、ホームページはもちろんですが、業種別組合とか、そういったところを通じまして、市としてもどんどん情報提供をしていくことで、その中から事業所さんたちが、自分たちがやれる範囲で、日常管理の中にそういった取組を取り入れていただくというやり方が、今回の一番のポイントかなとも思っております。また、そういった仕組みの中に電子化であったりとか、そういったところも組み合わせていきながら、制度設計のときには考えてまいりたいと思っております。

○若松部会長

ありがとうございます。よろしく願いいたします。與本委員、お願いいたします。

○與本委員

このアプローチの仕方は、やっぱり非常に難しいと思います。ともすれば、法規制だと上から見ると、そう捉えられてしまうと、事業者からすると、何だ、今までと変わらないではないかと思われてしまうと思うんですよね。ですから、共創課さんですか、共につくっていくとか、寄り添うとか、そういう部分と、あともう1つは、逆に言うと、法律違反しているなら、これは当然法律に基づいて是正なりしてもらわなければ困るんですよね。そういうことをやっていると周りから言われますから。

それで、例えば、水質にこだわるわけではないんですけども、さっきの市内中小河川のBODの値を見ると、麻生川が4.1とかで高いんですよね。ほかが大体2以下ですよ

ね。ということは、1つの着眼点として、もしかしたら麻生川の流域にその原因があるのではないかと思うんですよ。私は別に調べたわけではないですが、それは誤接続なのか、生放流なのか、何か分かりませんが、ですから、行政区ごとにやるのもいいんですが、流域ごとに、例えば麻生川の周辺の事業者さんに、こういったことがあったので御注意くださいと。それは個別の地域性になってしまうんですけれども。

麻生川のBODの値をほかの河川並みに2.0以下に下げるにはどうしたらいいか。例えばの話ですよ。極端な話をしますよ。市営住宅のバルコニーに洗濯機を置いていて、それを雨水に生放流しているというのは私も実際見ているんですよ。例えばの話ですよ。誰が悪いとか言っているわけではないですよ。そういうことが行われている中で、生放流なのか誤接続なのか分かりませんが、それが積み積もってかどうかわかりませんが、それは、さっきのように上から言ってしまうと、今までやってきたのに何で黙認していたんだという話になってしまいますから、これは非常に難しい話なんですよ。ですから、どのようにアプローチしていくかというのは、できれば規制部局と共創とは組織的に分けた方がいいと思います。遵法性を守りなさいというところと、一緒にやりましょうというところは、共創課さんは、たしか役割として協調でしたっけ、そういうことがありますよね。そこが組織上のポイントではないですかね。人の問題とか、いろいろあると思いますけれども、寄り添って一緒にやっていきましょうよと。今までの問題を指摘するのではなくて、これから一緒にやっていきましょうよというものが伝わると、市民も含めて信頼関係ができるのかなと思います。

○事務局（環境対策推進課課長補佐）

ありがとうございました。今回の報告案にというよりは、日頃の行政の姿勢とか、そういったところでの御意見だというふうにも受け止めましたので、持ち帰って今後どのように対応していくかというところで参考にさせていただければと思います。

○若松部会長

大変活発な御議論ありがとうございました。ほぼお約束の時間になりましたので、今日の議論はこれぐらいで閉じたいと思いますが、27日の環境審議会に向けて、この部会の案を審議会の報告書の中にどう取り込んでいくかという作業を、この先、進めなければいけないんですけれども、もしお許しいただければ私と事務局の方で、今日いただいた御意見を

踏まえて若干修正加筆して完成版にしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○若松部会長

どうもありがとうございました。それでは、この先、事務局と一緒に報告書の作成、特に、今日、最後にお話しいただいた概要版がうまく皆さんに理解していただけるように少しブラッシュアップしていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

特に追加の御質問とか御意見がなければ、これにて今日の議事を終了したいと思いますので、この後は事務局にお返しいたします。どうかよろしく願いいたします。

○事務局（地域環境共創課長）

若松部会長、どうもありがとうございました。

皆様、これまで答申案の取りまとめに向けまして、闊達な御意見をいただき、ありがとうございました。おかげさまをもちまして、この部会といたしましては今回が最後となります。1月27日月曜日の午前10時から開催予定の環境審議会に報告し、審議会の決議を受けた上で、3月下旬に環境審議会の会長から市長へ答申いただくことを目指してございます。

それでは最後に、閉会に当たり環境対策部長の藤田より御挨拶を申し上げます。

○事務局（環境対策部長）

座って御挨拶いたします。本日の部会を含めて計4回にわたりまして、今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組のあり方についてということで、多くの貴重な御意見をいただきまして本当にありがとうございました。おかげさまで、親会への報告書はやっとゴールが見えてきて、あと一歩ということで、もう少しまた修正をして取りまとめさせていただきます。

私どもは、先ほど副部会長からの御意見もありましたように、規制行政にはやはり限界があるかなということで、事業者の自主的取組というのは随分前からやられているんですが、それに加えて市民も巻き込んで、事業者と市民、行政、全ての人が環境配慮をしなければいけないという形で取組を進めております。今回はその中の事業者の部分で方向性をいただいたということになります。

来年度、詳細な制度の内容については庁内でまた検討していかなければならないと思っ

ておりますので、今後も皆様の環境行政へのお力添えをいただきますようお願いいたします。また改めてお礼を申し上げまして、簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○事務局（地域環境共創課長）

それでは、これにて本日の議事は全て終了となります。本日はどうもありがとうございました。

－閉会－